

事 務 連 絡
令和5年4月20日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

「令和5年度版 市町村立学校職員の休暇等の案内について（通知）」の
一部訂正について（通知）

標記の件について、令和5年4月3日付け教小第1号（以下「通知」という。）により通知したところですが、出産補助休暇及び男性職員の育児参加のための休暇に係る表記に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

別添のとおり、訂正済の通知も送付しますので、貴管内小中学校等の県費負担教職員全員への配付及び周知をお願いします。

記

1 出産補助休暇関係

（1）取得期間

誤 「～当該出産の日以後1年を経過するまで）です。」

正 「～当該出産の日以後2週間を経過するまで）です。」

（2） 「令和4年10月1日から、出産後1年まで取得が可能になりました」の文言を削除した。

2 男性職員の育児参加のための休暇関係

「令和4年10月1日から、出産後1年まで取得が可能になりました」の文言を追記した。

担当 人事・学事・働き方改革担当 橋本
電話 048-830-6937

訂正版

教 小 第 1 号

令和5年4月3日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

令和5年度版 市町村立学校職員の休暇等の案内について（通知）

「令和5年度版 市町村立学校職員の休暇等の案内」を別添のとおり作成しましたので、貴管内小中学校等の県費負担教職員全員（年度途中に着任する職員及び育児休業等から復帰する職員を含む）に配布し、引き続き休暇制度の周知を図るようお願いします。

併せて、別紙1「令和5年度版 短時間勤務職員等の年次休暇等の案内」及び別紙2「令和5年度版 臨時的任用職員・非常勤講師の休暇等の案内」につきましても、該当職員への配布及び周知をお願いします。

担当 人事・学事・働き方改革担当 橋本

電話 048-830-6937